

(参考様式3)

## 会 議 録

会議の名称	平成26年度第6回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成26年10月15日(水)午後7時00分～午後9時10分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、近藤職務代理、石渡委員、小山委員、林委員、 村野委員、土屋委員、野澤委員、千葉委員、山口委員、森本委員、十時委員、 榎本委員</p> <p>(市事務局)</p> <p>子ども家庭部 野口部長、野々村次長</p> <p>子ども総務課 星野課長、小澤課長補佐、大塚係長、幸野主任、國吉主任</p> <p>子育て支援課 森脇課長、八丁主査</p> <p>子ども育成課 高柳課長、下口課長補佐、大石係長</p> <p>児童課 半井課長、小町課長補佐、森藤館長、小川主任</p> <p>地域福祉推進課 新井課長補佐</p> <p>●欠席者： 真鍋委員、大輪委員</p>				
傍聴の可否	傍聴 可能	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数	1人
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>3. 審議</p> <p>(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画(素案)について 【資料260601】 【資料260602】</p> <p>(2) 認定こども園に関わる利用調整について 【資料260605】</p> <p>4. 報告</p> <p>(1) 教育・保育施設に係る「みなし確認(利用定員の設定)」について 【資料260603】</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 第7回会議の日程について 【資料260604】</p> <p>(2) 市報(10月15日号)掲載内容の紹介について</p> <p>6. 閉会</p>				
問い合わせ先	担 当	子ども総務課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3262)			
	ファックス番号	042-394-7399			

## 会 議 経 過

### 1. 開会

### 2. 事務連絡

#### ○会長

それでは平成 26 年度第 6 回の子ども・子育て会議を始めます。前回は 8 月で非常に暑い最中でしたが、急に寒くなり本日になりました。この間も議会等で事務局の方はご苦労されていたことと思います。前回、皆様から頂いたたくさんの意見がどこまで今回の素案に反映されているかご意見を頂戴したいと思います。12 月のパブリックコメントの前に、もう 1 回あるというつもりで今日も進められるとよいと思っております。最初の審議が一番大事な子育て支援事業計画です。事務局で皆さんからの当日の質問とその後のご意見を整理してくれていますので、それに従い一番大事なところを議論したいと思います。本日いくつか資料をいただいているので、事業計画の素案の説明の前にそれ以外をご説明いただいた方がいいと思います。放課後子ども総合プランも大きく動き出そうとしていますので、視野に入れておかなければならない。認定こども園に関わる利用調整の資料も頂いているので、これらの説明を先に頂いてから素案に入りたいと思います。

### 3. 審議

#### (2) 認定こども園に関わる利用調整について

#### ○子ども育成課長

【資料 260605】をもとに説明。

#### ○会長

ご質問はいかがでしょうか。

#### ○A委員

手続きについて、願書は認定こども園に取りに行くということでよいですか。保護者は認定申請書類をどこで受け取るのですか。

#### ○子ども育成課長

出願の際に認定こども園に行かれると思いますので、その時まで市より必要な書類を認定こども園にお渡しします。記入等をしていただき提出して頂きたいと考えております。

#### ○会長

次に放課後子ども総合プランについて説明をお願いします。

○児童課長

【資料 260602】をもとに説明。

○会長

市としてどう取り組むかはこれからということですね。今の時点ではこういったものが国から示されたということのようですが、皆さんの方からご質問がありますでしょうか。

○B委員

国全体の目標 30 万人というのは、高学年の動向を踏まえての数値なのでしょうか。

○児童課長

これは国が発表している数値で、児童福祉法が改正され、高学年も受入れることになっていることから、高学年も含まれた数字と考えてよろしいと思います。

○会長

保育所、幼稚園、認定こども園まではそれなりの整備をしていますが、小学校に上がって、学童になった時の放課後児童クラブが足りない、そこが壁で親が働き続けることが困難になる、これを称して「小1の壁」と言っているのですね。いずれにしても市としてどうするかはこれからのことです。ただ、将来はこういった方向が出されているということですね。特にご質問がなければ、素案の方に入って、それでは、東村山市子ども・子育て支援事業計画（素案）についてご説明をお願いします

○子ども総務課長

【資料 260601】をもとに説明。

○会長

第1章から行きたいと思います。レインボープランが本年（=26年）度で終了し、こちらの方にレインボープランから取り込むものは取り込むということですね。レインボープランの中でこちらに入ってくるものと、入らないものとの仕分けの表がなく、委員の皆さんは今日が初めてなのでその辺がよく分からないのではないかと思います。レインボープランについて、もう一年度総括をすると聞いているのですが、レインボープランの委員会ではどうい

う話し合いになっているのか。レインボープランを取り込むということであるなら、計画の基本的な考え方の中にきちんと書いておかないと、市民の方は分かりづらいと思います。その点がどうなっているのか、事務局から会長としてご説明を頂きたいと思うのですが。

○子ども総務課長

仕分け表は、レインボープランの対象事業 165 事業がございまして、子ども・子育て支援事業計画に移すもの、それ以外の計画で引き続き行っていくもの、レインボープランの中で整理・統合するもの、終了する事業等を整理した上で、表は既にできている状況でございます。仕分け表は子ども・子育て会議委員の皆様にお示しする前に、10月23日に開催される、レインボープランを審議して頂いている児童育成計画推進部会でお示しし、あわせて27年度以降の部会のあり方について正式にお話しし、ご了解いただいた後の11月の子ども・子育て会議にて委員の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

○会長

まだ完全に決まっているわけではなく、こういった形に進行中であるという理解でよろしいですか。

○子ども総務課長

レインボープランの計画満了による終了、仕分けについては、市の理事者を含めて庁内で意見集約を行い、26年度末での終了と仕分けが既に決まっております。その詳細を児童育成計画推進部会の委員に説明する予定となっております。

○C委員

レインボープランは18歳まででしたが、子ども・子育て支援計画に引き継げるのは小学校までなので、中学生、高校生はどこに行ってしまうのかというのを聞きたかったのです。それは仕分け表を見ればどこに行ったのか分かるということなのですね。レインボープランは165事業という具体的な細かい事業がたくさんあり、かなり練られて変わりながらここまで来ているものだと思います。仕分け表を見せていただかないと、この会議でレインボープランの中から何を引き継ぎ、基本目標をどうするのか、分からないと思うのです。後の方にレインボープランの何ページと書かれているものはあるのですが、私達はどのようなものを引き継ぐ立場でこの計画をやればいいのか、目標の話はできないのかなと思ったのですが。

## ○会長

他の委員の方はいかがでしょうか。これは行政計画ですから、最終的には行政が責任を持つということになるのですが、委員の意見も参考にして頂きながら、進めて頂きたいというお願いをしたいと思います。ここのところが腰が据わっていないと、第1章の議論はできないですよ。自治体によっては、それまであった次世代とセットで1つの計画にするところもあるし、別々に動いているところもあるかもしれません。今の市の案は、レインボープランのあるところをこちらの計画に入れて、ある部分は計画から外す、または別の計画を作るのかもしれませんが。

## ○子ども家庭部長

補足をさせてください。各事業の仕分けについては表をご覧にならないとイメージが沸かないと思うのですが、子ども・子育て支援法の中で引き継いでいくものは、待機児童対策や就学前の子育て支援全般、放課後児童クラブの部分等です。子ども・子育て支援法にある13事業の中で施設での子育て支援や、広場や児童虐待予防等といった地域の中での子育て支援というのは、この事業計画の中で定めることになっており、ほとんどはこの子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込まれていくものです。その他で、例えば教育委員会でやっている計画で推進していくものや、読書計画といったレインボープランにある子どもの読み聞かせなどは、図書館の計画の中で引き継いでいくといった流れになります。主に就学前の子育て支援と放課後児童クラブについては、この支援計画の中に盛り込んでいかなければならないとされています。それを今後27年度から展開する中で市としてどういう考え方で取り組んでいくかという考え方は、レインボープランの3つの視点の考え方を継承していくところであります。

## ○会長

次世代の方は青少年まで含んでいたもので、幅が広がったわけですね。そこをどのように仕分けするかで、これによって事業をやめる、やめないというわけではなくて、それぞれの事業は継続して動いているわけだが、計画としてどういった形にするかということですね。まだ、未定の部分を含みながら、ということではありますが、第1章4ページまでのご意見をどうぞ。

## ○A委員

レインボープランとの兼ね合いは、以前の資料で白い部分が基本的にはここで考えていく

べきこと、黒い部分は他の所管、別の計画に入っていくと考えるとよいのですか。この時から変わってきている部分などを次回にお示しいただくという形で考えるとよろしいでしょうか。

○子ども総務課長

昨年12月の会議に配付した資料に事業が記載されています。それを基に165事業の仕分けを行っているということでもあります。

○会長

4ページの計画の策定方法の最後に③として「子ども・子育て会議」が出てくるのですが、大事なことは子ども・子育て会議を開いて、市民の代表や外部の学識経験者などの広く意見を聞いて作るということが前提なので、こういった調査をやったということよりも、最初に子ども・子育て会議で検討を重ねて作ったと、それについてはこういう調査をもとにしたということの方が、形として良いと思いました。事務局から説明がありましたように2ページの関連計画の位置づけは庁内で検討中とのことなので次回に回します。第2章についてご質問をどうぞ。

○D委員

東村山の状況について大事な資料だと思うのですが、8ページの女性の年齢別労働力率の推移のデータは何年のものですか。

○子ども総務課長

平成22年の国勢調査の数値を使わせていただいております。資料の年と内容は今後明記いたします。

○近藤職務代理

M字型曲線ということで、女性の就業率の落ち込みを示しているわけですね。都と比べて8パーセント程度下がっているということと、近隣と比較してどうなのでしょう。東村山がこういう状況として際立っているのか、教えていただきたいと思います。

○子ども総務課長

他の市町村の状況は次回の会議でご説明いたします。

○会長

一般市民向けにはグラフに文章を入れていただいた方が。東村山市はM字型カーブが深いわけですから、通常の方だと、仕事と子育ての両立がしにくい家庭が多いということで、仕事と子育ての両立のために力を注がなければいけないと一般的には読み取るグラフです。そこをどう評価するのか。東京都全体よりも東村山市の方が、比較的仕事をしなくても成り立っている、落ち着いている家庭が多いという評価ならばそれで良いですし、事実だけを書くか、国、東京都と比べてM字型カーブの切り込みが深いということだけを入れれば良いのかと思います。

6ページの①出生数・出生率の推移についても、全国、東京都、東村山市と3本立てとなれば、比較ができるわけですね。下の合計特殊出生率はあるのですね。棒グラフがないだけでしょうか。それから、9ページの将来フレームという言葉の使い方は、一般的に行政で「フレーム」とは財政のことを言います。この場合は将来フレームというよりも児童人口推計ですよね。しかし、児童と言っているが18歳未満ではなく、0～11歳となっていますが。将来フレームというよりも児童人口の予測とか推移として、0～11歳の児童数と断って文章を書いた方が正確かなと思ったところです。

#### ○E委員

横断的に申し上げて申し訳ないのですが、実は東村山の子どもは減っている、ということがよく分かりません。ひとつひとつに解説、一般市民に分かるような、これはどういう状況なのかという説明が少ないのかなと思います。子育てするなら東村山と言いつつ、子どもの数が減っていているということで、レインボープランの評価がない。今までの取り組みがどう機能し、今はどうなのかの位置づけ、評価がない。子どもの数がなぜ減ってきているのか分からないので、うかがいました。

#### ○会長

事務局へのご意見ということですね。グラフがあるので、一般的には中立的な表現でもいいのですが、見れば分かるということであっても、一言書き添えるのが一般的であると思います。そこにさらに意味を見出そうとするなら解釈を入れても良いと思います。先ほどのM字型カーブのように、これはどう解釈したら良いのだろうということですから。ただここから先は確かめようがない場合は、このようになっている、と一言文章で入れれば良いと思います。

#### ○F委員

M字曲線について、子育てと仕事の両立が低いと捉えるのか、子育てに専念する家庭が多

いと捉えるのか、それにより東村山市の家庭教育の評価が変わってくると思います。

#### ○C委員

10 ページに目指すべき将来像、計画の視点、そして 12 ページに基本目標の構造になっていて、エリア会議という言葉が出てきています。後ろの方にも細かく書かれているのですが、特徴的なことで、紆余曲折ありつつも、それぞれのエリアの特徴がある形で進んでいて、ここに載せて大事にしていこうというのはとてもいいと思うのです。目指すべき将来像があって、基本目標は 13 事業に対する目標という位置づけでこの 3 つになるということなのでしょうか。地域のネットワーク化というのも、目標になりうると思うのですが、後の方で目標に到達するための手段として書かれているという印象があって、それならそうと捉えるのですが。エリア会議はうまくいっているところもあり、まだ課題もある中で、基本目標にも、地域のネットワーク化とか地域で子どもを育てようという形を作っていくということは入らないのでしょうか。手段なのではないかということが聞きたいと思います。

#### ○子ども総務課長

基本目標 3 地域の子ども・子育て環境を支援するというところですが、文中には地域に関する目標は掲げられていないのですが、後に出てくるエリアの事業を積極的に展開していきながら、地域の子育て環境を支援し目標を達成するということになります。基本目標の文章内容を調整したいと思います。

#### ○会長

この前は必ずしも各目標に事業が並ばないのではないかと、いろいろなところに繋がっていくという議論をしました。前回の事務局案で示されたように、基本目標の 1 と 3 は、子ども家庭関係の在宅サービス、いわゆる 13 事業、基本目標 2 は、根幹になる幼稚園、保育園、認定こども園あたりをイメージしているということが我々は分かるのですが、この文章の説明で市民が読んで分かるかどうか。特に基本目標 3 は地域の子ども子育て環境を支援と言っても、何のことかよく分からないだろうと思います。子育て環境という言葉で市民がどういうイメージができるかどうか。文章を見ると、「専門的な相談の場の充実に努めます」ということになると、子育てのプランの、相談にのってもらえる所だけが頭に浮かんでくるということであって、前にあったファミリー・サポート・センターや子育て広場はこの文章ではイメージが難しいのではないかと思います。基本目標 1 はすべての親が安心して子どもを生き育てる環境を整えるということですから、一般的には母子保健をイメージしますよね。母子保健は従来の子ども・子育ての事業計画には入っていないけれども、そのあたりり



をどうするのか。レインボープラン等も取り込みながら、もっと柔軟な基本目標で考えられないのか。基本目標2は教育・保育の質と量とずばり書いてあるのですが、これは行政がということなのでしょうけれども。基本目標3は一般的に環境というと、地域の環境をイメージするのであり、相談とか子育てとか人間環境のイメージはしづらいという気がするのですね。基本目標のタイトルの付け方とそれを説明する文章の工夫がもう少し必要ではないかと思います。

#### ○A委員

レインボープランからの引き継ぎがあるということでしたので、レインボープランの7つの基本目標との整合性も次回に示してほしいと思います。

#### ○G委員

内容、表現の問題を含めて意見です。ひとつは地域を重要視する必要があると考えています。C委員が地域のネットワークと言われたように、私は地域のコミュニケーションという感じもしています。基本目標の中に地域の方が分かりやすい、溶け込めるような目標を設定することが望ましいと感じています。地域で活動していて感じていることです。もう一つは、10ページの目指すべき将来像の下の文章で、新たに出た放課後子ども総合プランとの絡みが若干弱いと感じました。この文章は、どちらかと言うと就学前の子どもが中心のように捉えやすいので、小学生全体の状況についてどう表現できるかと感じます。あわせて基本目標2の中に、小学生の放課後の安全な居場所づくりとあるのですが、今回のプランでは全児童が放課後におけるいろいろな体験、活動ができるようにと明確な目標が示されているので、そのあたりとの兼ね合いで、放課後子ども総合プランが出てきただけに、ここでもう少し書き込まれると良いと思います。

#### ○会長

国の総合プランが示されてまだ時間も短いので、市としてどう取り組むかはこれからだということですが、すべての子どもを対象として視野を広げて作った方が良いのではないかと感じますね。具体的な計画に書けないまでも、文言でそのようなところまで広げて、地域全体で、と入れられるかどうかということでしょうかね。

#### ○E委員

11ページの(1)の参考の「良質かつ適切な内容及び水準のもの」が本文には入っていませんが、良質であるということが大事です。今後、民間委託やいろいろな事業者が出てきて、

いろいろなことが起こりうると思うので、東村山の子ども・子育て支援の中で触れる一文かなと思うので、入れておいた方が良いと思います。

○会長

委員からのご意見ですが、今の時点で事務局からお答えはできますか。

○子ども総務課長

基本目標の「地域」についてですが、現状、各エリアで活動内容は様々ですが、今後も積極的にエリアの活動へ入り、全エリア均一な活動内容として、その内容を充実させることを基本目標3に繋げていければと考えています。

○会長

現時点では、子ども・子育て支援法に基づく指針等に則って事務局が整理されているので、固い表現になってしまって、東村山市の特色が見えないかという部分もあるので、主旨が違わなければ、国の指針に捉われず、もう少し柔軟に考えても良いと思います。

○H委員

こども・子育て会議の中で障害者のことが全然出ていないという意見が出てきており、東村山もそういうお子さん達のためにやっていることはあると思うので、東村山市の特色を出すということで、「障害者のお子さん」、「気になるお子さん」等の表現で、そのようなことも載せていけたらと思いました。

○会長

第3章についてのご意見をどうぞ。

○A委員

15 ページの最後に「1 区域と設定します」ありますが、結論を先に示して、その後に説明をした方が良くないでしょうか。あるいは(4)として、ここが東村山で決まったことと分かるようにしていただければと思います。

○会長

この部分は市民はちゃんと読んでくれるだろうかというものがあるので、もう少し簡略化しても良いのではないかと、東村山市でサービスを柔軟にやるには1 区域の方がやり

やすいということで、先に結論を書く方が分かりやすいかもしれませんね。メリット、デメリットの表は分かると思いますが、細かく基本指針が入っている部分はもう少し簡略化しても良いのではないかと思います。

○A委員

20 ページの③実費徴収に係る補足給付を行う事業と④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、初めて出てきた事業なので、ご説明をお願いしたいと思います。

○子ども総務課長

これは国から新しく示された事業で、概略は記載のとおりですが、詳細はまだ示されたものがありません。

○B委員

28 ページの⑫のファミリー・サポート・センター事業は就学児のみとなっているが、未就学児についても掲載していただければと思います。

○子ども総務課長

この計画に記載する内容は、量の見込み、確保の方策として示すものは就学児のみとなっており、未就学児についてはこの計画の記載項目として国への報告事項にもないため、就学児のみとさせていただきます。

○B委員

この計画を見ると就学児のみがファミリー・サポート・センターを利用できると受け取られてしまうと思うので、その点の補足があれば良いと思います。

○会長

23 ページの⑨地域子育て支援拠点事業も「交流を行う場所を開設し」となっており、主たる部分が相談、情報の提供、助言となっています。交流自体が大きな目的の中に入っていますので、そのあたりを誤解されないように、書いた方が良いのではないかと思います。

○A委員

30 ページの(3)認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進の2行目に本市では配慮が必要な子どもに関する、とありますが、幼稚園も保育園もすべての子どもに対し

て行なっていることが伝わるような文章にしていただけたらと思います。

32 ページ (2) 児童虐待防止対策の充実で、児童虐待 (障害児を含む) のカッコ書きはいらぬのではないかと思います。

障害児の表記は、東村山市のやさしさとして、「害」をひらがなにさせていただいたら暖かい感じがするかと思います。

#### ○会長

障害児の「害」という字は、昭和13年に戦前の社会事業法ができた時には、「碍」という字を使っていましたが、当用漢字ができた時になかったので、無神経に「害」と言う漢字を使ったというのが歴史的な経過であり、常用漢字に毎回「碍」を入れるように審議事項になるのですが、入りませんでした。本によっては「碍」を使っている先生も多いし、行政機関では常用漢字にないので、ひらがなを使う。A委員さんが言われたようにその方が良いでしょう。児童虐待は様々な子どもに起きるし、現実には発達障害など障害を持つ子どもに比較的多く発生すると言われますが、ここでわざわざ「(障害児を含む)」と言う意味が分からないし、誤解を招く場合があるのでカッコ書きははずした方が良いでしょう。

指導要録は、情報開示があるので、それぞれ本当に心配なお子さんは書きにくいので、配慮が必要な子どもに関しては、一般的には当たり障りのないことを書き、実際には口頭が多いと思います。いずれにしてすべての子どもに必要なので、ここだけ配慮に必要なという表現は正しくないだろうと思います。

#### ○D委員

30 ページの (2) (3) でそれぞれ研修の補助について書いてありますが、基本的に私立の保育所も幼稚園、移行していく認定こども園も含めて専門性を強化していく研修体制を目指すということは、きちんとうたっておくべきではないかと思っています。

#### ○F委員

研修に関してですが、幼稚園と保育園でそれぞれの手当の額を知りたい、差があるのかどうか知りたいと思います。そして格差の是正をしていただきたいと思います。

#### ○会長

ここでは「研修への補助を継続するなど」と補助だけではなくて「専門職の資質向上支援に努めます」ということになっています。「など」をしっかり読まないと、研修費を補助することで終わってしまう心配があるかもしれませんね。例えば、補助だけでなく、市とし

て直接研修を行うとか、意見交換や勉強会の場の設定でもいいでしょうし、予算補助だけではなくて、専門性の向上に市として努めるという表現を盛り込むことはできないのかと思うのですがどうでしょうか。検討して頂ければと思います。量の計画だけで終わってしまうのではないかという心配が始めから委員の皆さんにもあったでしょうし、市民の方にもあると思います。国も質と量とずっと言ってきている。その中で、専門職の方達が本来発揮する力、そこを大事にしたいというD委員からのご意見もずっとありますので、もう少し積極的に書いてはどうかと思います。

#### ○D委員

いろいろな事情で認定こども園に移行される幼稚園もあると思いますし、財政的な問題も話題になっていますが、時間の違う子ども達を保育する様々な苦勞を背負い込むことをどう捉えるかということを勉強する気運を作っていかないと、大卒だけ移れば良いということではないと思います。地域の子育て支援にも関わることであり、研修の中身作りがこれから必要なのではないかと考えています。

#### ○会長

国のモデルに従って事業計画を作ることは基本だと思いますが、東村山市の特色、この会議の特色として各委員の意見を盛り込めるものは盛り込んで計画にしていけたら良いと思います。今日の手直しをしていただき、各委員さんも具体的な提案として、ここの表現はこうできないかというような具体的な表現を事務局に出していただいた方が良いと思うので、ご協力をお願いしたいと思います。

#### ○E委員

30 ページに関して質問です。小規模保育所から施設型、地域型から施設型への連携というのがあり、必須事項に入っていると思いますが、この30 ページの文面にはないと思います。どのようにお考えか、次回に回答をお願いしたいと思います。

#### ○I委員

認定こども園について、幼保連携の施設が少ない中で、関心がある制度かと思います。3～5歳で区切りはできないと幼稚園をやっていると感じます。幼稚園、保育園と別々の制度の下で機能している中で、保育を学ぶことで幼児教育のシステムも上がるのではないかと、幼児教育の機能を保育所にも広げるためには、併設が理想的ではないかということから幼保の連携が始まり、併設保育所を作りました。新制度で認定こども園の普及という言葉が出てき

ましたが、幼稚園の先生は子育て経験がなく、乳児と触れ合う機会もなく、0歳からの育ちを見て幼児教育を考えるということは施設内でも貴重なものになっています。保育所、幼稚園、小規模保育所であっても子どもの育ちに関わるすべての施設に関わることはとても意義のあることだと思いますので、認定こども園になる、ならないは重要ではなく、保育所、幼稚園ともにどのように保育環境を構築していったら良いかを改めて考えると、保育所、幼稚園ともに質の向上に進めるのではないかと思います、認定こども園の普及という言葉を入れていただいたことは、とても良いことだと感じています。

#### ○会長

貴重なご意見だと思います。先ほどのD委員のお話もそうですが、今の言葉等も盛り込めるように工夫をして頂けると、この計画を読んで市民の方も感銘して頂けるものになるのではないかと思います。通り一遍な表現で行政が作った行政計画になってしまうと、各委員の皆さんから頂いた貴重な時間、ご意見が生かされているのか分からないことにならないように工夫をしていただきたいと思います。皆さんの原稿を事務局に送って頂いて、最終的にまとめていくことをしていきたいと思います。幼稚園のことを意図的に文部科学省は学校と呼んでいます、元々、大正時代に幼稚園令ができた時も幼稚園が学校ではなかったし、戦後、学校教育法で一番最後に幼稚園は入れたが、一般的には学校と幼稚園は別という認識がある中で、昭和38年から意図的に幼稚園を学校、教育と呼ぶようになってきている。幼稚園要領の中には、保育という言葉が出ているわけです。一般の人には非常に分かりづらいと思います。幼児教育と保育と書きますが、どこかに説明があった方が良いでしょう。保育については養護と教育が一体となったものですから、私は「養護+(プラス)教育」ではなく、「養護×(掛ける)教育」と学生に説明しています。一体となっているので。様々な部分に両方の意味合いがあるということですね。そこが一般の方が読んだ時に、教育とか学校教育という言葉が出たり、保育、保育の中には教育が含まれているわけですが、教育と保育というと、保育の中には養護だけかと誤解される方も多いため、どこかに説明があった方が良いでしょうという気がします。D委員からの話にありましたが、地域が一緒になってという部分があるわけですね。その時に世代間交流もあるので、高齢者も障害者も子どもも、子どもを持つ家庭も、そこに保健が入って来るという。本来は、計画としては一体となるものだと思います。特に地域で、ということは、様々なサービスを組み合わせてネットワークでやっていく。21世紀の超高齢社会については1980年代から行政としては取り組んできたものです。21世紀になって高齢者が増えてどうやっていけばよいか、お金も人手もかかる。フォーマルなサービスだけではなく、インフォーマルなサービスも含めて、地域でみていくという考え方、これが社会福祉の根幹です。そういうところもきちんとお考えいただいた上で、

作成していただきたいと思います。

気づかれた点については、直接事務局に送って頂くことにさせていただき、事務局から報告をお願いします。

#### 4. 報告

(1) 教育・保育施設に係る「みなし確認（利用定員の設定）」について

○子ども育成課長

【資料 260603】をもとに説明。

○J委員

美住幼稚園は認可定員が 180 人で利用定員の合計が 130 人ですが、どういうことでしょうか。幼稚園と認定こども園に関しては、利用実績を見た方が良いということでしょうか。

○子ども育成課長

幼稚園の認可定員は、保育園の認可定員とは制度上違う部分があり、認可定員と利用実績がかい離しているというところがあります。新制度でも認可定員を変更する場合は、東京都の審議会にあげて変えなければならないということもあり、利用実績を踏まえて認可定員の範囲内で利用定員を定めれば良いという記載があります。少人数で教育・保育をしているということで、クラス数との関係で認可定員ほど実際には受け入れる余力はないということがあるかと思います。

○会長

事務局から連絡事項をお願いします。

○子ども総務課長

【資料 260604】をもとに説明。

○会長

パブリックコメントの前に残り 1 回となりましたので、委員の皆さんにはご協力をお願いしたいと思います。

障害のあるお子さんに関して、もう少し書き込みたいとご意見が寄せられていましたが、現状では、計画にどう反映されているのかよく分からないので、もう一度見たいと思います。意見に対して、回答を事前に頂いておりますので、委員の皆さんももう一度よく見て頂いて、

ご協力をお願いしたいと思います。

○F委員

利用者負担についてはいつ話し合いが行われるのでしょうか。幼保の軽減率を同じになるようにしてほしいと思います。

○子ども育成課長

利用者負担については、現在、東村山市保育料等審議会に諮問しております。今後、答申内容を踏まえ、市で(案)を決め、議案として3月議会にお諮りすることを考えております。

○I委員

1号から3号の案は、その前には出ないのですか。

○子ども育成課長

保育料等審議会では、1号、2号、3号のバランス、利用者負担のあり方も議論の対象となります。保育料等審議会の中で資料をお出ししていく予定でございます。その会議には幼稚園の代表の方も委員にいらっしゃいます。この会議でも必要に応じて情報提供させていただければと思っております。

○I委員

保護者が気にしており、11月1日に保育料が分からないまま新制度の幼稚園と保育料が確定している幼稚園から選ぶわけですが、最終的には若干変動することがあると付記されていたとしても、少しでも、方向性や審議中の金額など、おおよその額を出すのは難しいのでしょうか。

○F委員

決まる前に我々の意見は取り入れられないのでしょうか。幼保の保護者の負担の軽減率が同じになると期待して良いのでしょうか。

○子ども育成課長

まだ具体的な金額を提示することはできません。現在、審議会に諮問している段階であり、新制度で大きく変わる部分もあり、現在シミュレーションをしているところです。今後施設長会でも情報提供していきたいと考えています。



## ○会長

個別の議論は直接お願いいたします。会議としては締めたと思います。11月の会議を経て、素案がそこで決まれば、パブリックコメントは12月です。細かなところが残れば私と職務代理、事務局で最終的には調整させていただくことになろうかと思います。委員の皆さんにご協力頂きたいと思います。

### (2) 新規条例について

## ○子ども育成課長

次の点について説明。

- ・東村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例—10月1日可決
- ・東村山市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例—10月1日可決

## 5. その他

### (1) 第7回会議の日程について

11月26日（水）

### (2) 市報（10月15日号）掲載

10月16日より幼稚園、認定こども園、保育所等の入園に関する説明会を5回実施する。  
チラシを作成し、子ども関連施設で配布。

## 6. 閉会